

佐賀大学大学院医学系研究科博士課程における早期修了に係る修了認定に関する申合せ

平成20年10月15日

研究科委員会決定

(趣旨)

第1 この申合せは、佐賀大学大学院学則（平成16年4月1日制定。以下「大学院学則」という。）第20条に定める医学系研究科博士課程における早期修了に係る修了認定の指標及び審査に必要な提出書類について必要な事項を定めるものである。

(早期修了に係る修了認定の指標)

第2 大学院学則第20条に規定する「優れた研究業績を上げた者」（早期修了に係る修了認定）の指標については、次のとおりとする。

(1) 博士課程在学期間中に作成された学位論文が、次のいずれかの学術誌に掲載又は受理されたものであること。

ア Journal Citation Reports における Journal Impact Factor（最新の文献引用影響率：I F）が3以上の国際的な学術誌

イ Science Citation Index (S C I) の分野別ランキングが上位25%以上の国際的な学術誌

(2) 当該学生の「研究指導計画書」及び「研究実施経過報告書」によって、その研究指導計画の達成が確認できること。

(審査に必要な提出書類)

第3 早期修了に係る修了認定の審査に必要な提出書類は、次のとおりとする。

(1) 申請書（学位論文の提出、審査及び審査員に関する申合せ別紙様式1-2）

(2) 推薦書（学位論文の提出、審査及び審査員に関する申合せ別紙様式2-2）

(3) 単位修得票（学生課にて交付）

(4) 主論文の概要（別紙1）

(5) 参考論文の概要（別紙2）（※参考論文がある場合）

(6) 研究指導計画書（研究実施経過報告書）（所定様式）

(雑則)

第4 この申合せに定めるもののほか、早期修了に係る修了認定に関し、必要な事項は研究科委員会が別に定める。

附 則

この申合せは、平成20年10月15日から実施する。

附 則（平成28年3月9日改正）

この申合せは、平成28年4月1日から実施する。

附 則（平成31年4月24日改正）

この申合せは、令和元年5月1日から実施する。

附 則（令和4年3月16日改正）

この申合せは、令和4年4月1日から実施する。

附 則（令和４年９月２１日改正）

１ この申合せは、令和５年４月１日から実施する。

２ 令和５年３月３１日において現に医学系研究科博士課程に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。